

(表紙)

	11.5センチメートル	
7センチメートル		
動力車操縦者 運転免許証		
国土交通省		

(表紙内側)

注 意 事 項
1 運転免許証を滅失し、又は毀損したときは、再交付を受けること。
2 氏名に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更の事実を証明する書類を添えて、記載事項変更の記入の申請をすること。
3 次の場合には、遅滞なく、運転免許証を返納すること。 ア 運転免許が取り消されたとき。 イ 運転免許証の再交付を受けたとき。
4 運転免許が停止されたときは、遅滞なく、運転免許証を提出すること。

(表)

交付 年 月 日 (再交付 年 月 日)	
地方運輸局長 印	
運転免許 の 条 件	

写 真 スタンプ	氏 名 年 月 日生
---	-----------------------

運転免許の種類	運転免許の番号 及 び 年 月 日	地方運輸局印

(裏)

記載事項変更記入欄			
変 更 年 月 日	変 更 項 目	変 更 事 項	地方運輸局印

備 考	
--------	--

備考 備考欄には、第14条第2項に規定する事項その他必要な事項を記載する。